

## 院内感染対策指針

### 1. 院内感染対策に関する基本的考え方

医療従事者は、患者の安全を確保するために不断の努力が求められる。医療関連感染の発生を未然に防止し、ひとたび発生した感染症が拡大しないように制御、終息を図ることが重要である。

光仁会梶川病院（以下本院）においては、院内感染対策を全職員が理解・把握し、病院の理念に沿った医療を提供できるように本指針を作成する。

### 2. 委員会、その他の組織に関する基本的事項

院内感染対策委員会、感染制御チーム、抗菌薬適正使用支援チーム、感染制御リンクスタッフ会を設置し、各任務を遂行することで本院の感染対策を推進する。組織の運用・構成などは、各組織の規程を参照とする。

### 3. 感染対策研修に関する基本方針

(1) 1年に2回以上、全職員を対象とした院内感染対策の研修を開催する。

(2) 研修は、院内感染対策の基本的な考え方、具体的な手技等を全職員に周知徹底することを通じて、職員個々の感染対策の意識の向上を図るとともに、本院全体の感染対策を向上させることを目的とする。

(3) 職員は研修が実施される際には、極力、受講するように努めなくてはならない。

(4) 研修を実施したときは、その概要（開催日時、出席者、研修項目）を記録し、2年間保管する。不参加者に対しては研修資料を配布する等の対策を実施する。

(5) 新入職員と中途入職者に感染対策に関する教育を行う。

### 4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

(1) 院内感染対策マニュアルに「感染症の発生状況の報告」を作成し、職員はマニュアルに沿って行動する。

(2) 最新の感染症情報は職員がいつでも見る事ができるように院内 LAN（サイボウズ）で掲示する。

### 5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染対策マニュアルに「感染症の発生時の対応」を作成し、職員はマニュアルに沿って行動する。

### 6. 患者等に対する本指針の閲覧に関する基本方針

職員は患者との情報共有に勤め、本指針は本院のホームページに掲載し、誰でも閲覧することができる。

### 7. その他院内感染対策の推進のために必要な基本指針

職員は院内感染対策マニュアルに沿って、手指消毒の徹底など常に感染対策の遵守に努めると共に、自らが感染源とならないよう健康管理に留意し、本院が実施する予防接種に積極的に参加しなければならない。